

## 香川県循環器病対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 香川県における循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第21条に基づき、香川県循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 香川県循環器病対策推進計画の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員17名以内で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名するものとする。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のなかから、知事が委嘱する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
  - (2) 救急業務に従事する者
  - (3) 循環器病に係る保健、医療、又は福祉の業務に従事する者
  - (4) 学識経験者
  - (5) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会には、必要に応じ、議事に関係のある者を出席させることができる。
- (部会の設置)

第6条 会長は、より専門的な事項を調査する必要があると認める時は、協議会に諮って部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会の構成員は、部会長の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 4 部会には、必要に応じ、議事に関係のある者を出席させることができる。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

(庶務担当)

第7条 協議会及び部会の庶務は、香川県健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。